

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(労働条件の明示)</p> <p>第9条 時間雇用教職員の採用に当たっては、採用予定者に対し、次の各号に掲げる事項を明示する。</p> <p>(1) 給与に関する事項</p> <p>(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項</p> <p>(3) 契約期間及び更新(更新する場合の基準を含む。)に関する事項</p> <p>(4) 始業及び終業の時刻、所定の勤務時間(第38条第1項、第2項又は第3項による勤務時間をいう。以下同じ。)を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項</p> <p>(5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)</p> <p><u>(6) 安全及び衛生に関する事項</u></p> <p><u>(7) 職業訓練に関する事項</u></p> <p><u>(8) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項</u></p> <p><u>(9) 表彰及び懲戒に関する事項</u></p> <p>2 明示は、前項第1号から第5号までに掲げるものについては文書を交付して、その他については口頭で行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第27条 時間雇用教職員には、給与規程第20条に定める教職員の例に準じて特殊勤務手当を支給することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(労働条件の明示)</p> <p>第9条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p><u>(6) 労働条件等に関する相談窓口</u></p> <p><u>(7)</u></p> <p><u>(8)</u></p> <p><u>(9)</u></p> <p><u>(10)</u></p> <p>2 明示は、前項第1号から第6号までに掲げるものについては文書を交付して、その他については口頭で行う。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第27条 時間雇用教職員には、給与規程第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻醉手当を除く。)に定める教職員の例に準じて特殊勤務手当を支給することができる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>